

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成29年8月17日提出

【発行者名】 NNインベストメント・パートナーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 木村弘志

【本店の所在の場所】 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ニューオータニガーデンコート

【事務連絡者氏名】 高橋英則

【電話番号】 03－5210－0646

【届出の対象とした募集内国投資信託受益 証券に係るファンドの名称】 NN海外株式オープン

【届出の対象とした募集内国投資信託受益 証券の金額】 継続募集額2,000億円を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

NN海外株式オープン

NN海外株式オープンの愛称として「コルベッティ・ファンド」という名称を用いることがあります。以下「当ファンド」といいます。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付也没有ありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるNNインベストメント・パートナーズ株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額^{*}とします。

なお、午後3時までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

^{*}本書において、「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

●お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03-5210-0653（9：00～17：00 土、日、祝日、年末年始を除く）

●委託会社のホームページ

アドレス www.nnip.co.jp

（５）【申込手数料】

①取得申込時の申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込金額、取得申込代金^{*}あるいは取得申込口数に応じて、基準価額の3.24%（税抜き 3.0%）を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

^{*} 取得申込金額とは、1口当たりの発行価格に取得申込口数を乗じて得た金額をいいます。取得申込金額には、申込手数料ならびに申込手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、含まれません。また取得申込代金とは、取得申込者が申込みに際して支払う金額の総計をいい、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額が含まれます。

申込手数料については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

●お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03-5210-0653（9：00～17：00 土、日、祝日、年末年始を除く）

②自動けいぞく投資コースによるお申込の場合の収益分配金は自動的に無手数料で再投資されます。

③販売会社によっては、当該販売会社で前3ヵ月以内に支払いを受けた投資信託の償還金等、または追加型投資信託の信託終了の1年前以内等で当該販売会社が定める期間内において換金した代金をもって当ファンドの取得申込みをする場合には、販売会社が独自に定める手数料の優遇措置等が受けられる場合があります。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

申込単位は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

●お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03-5210-0653（9：00～17：00 土、日、祝日、年末年始を除く）

（７）【申込期間】

平成29年8月18日（金）から平成30年8月16日（木）まで（継続申込期間）

（上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

（８）【申込取扱場所】

委託会社にお問い合わせになるか、委託会社のホームページをご覧ください。

●お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03-5210-0653（9：00～17：00 土、日、祝日、年末年始を除く）

●委託会社のホームページ

アドレス www.nnip.co.jp

（９）【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問い合わせください。）

までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日にかかる発行価額の総額を、受託会社の当ファンドにかかる口座に払い込みます。

（１０）【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前（８）をご参照ください。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

- ①受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。
- ②申込みの受付は原則として午後３時までとします。また、ニューヨークの銀行の休業日においては、取得の申込みを受付けないものとします。
- ③当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する＜自動けいぞく投資コース＞と、収益の分配が行われる毎に収益分配金を受益者に支払う＜一般コース＞があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問い合わせください。なお、コース名は申込取扱場所により異なる場合があります。
- ④＜自動けいぞく投資コース＞を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします。受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします（以下同じ。）。
- ⑤申込金額には利息は付きません。
- ⑥振替受益権について

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

NN海外株式オープンは追加型投信／海外／株式に属しています。

追加型投信とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外／株式とは、投資信託約款において組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

下記は一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。当ファンドに該当する商品分類と属性区分を白抜きで表示しています。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産 資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル（日本を含まない）	ファミリーファンド	あり（フルヘッジ）
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回（隔月）	欧州		
債券	年12回（毎月）	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東（中東）		
クレジット属性		エマージング		
不動産投信				
その他資産（投資信託証券（株式））				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

その他資産（投資信託証券（株式））とは、投資信託約款において投資信託証券（当ファンドの場合はNN海外株式マザーファンド）を通じて主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。

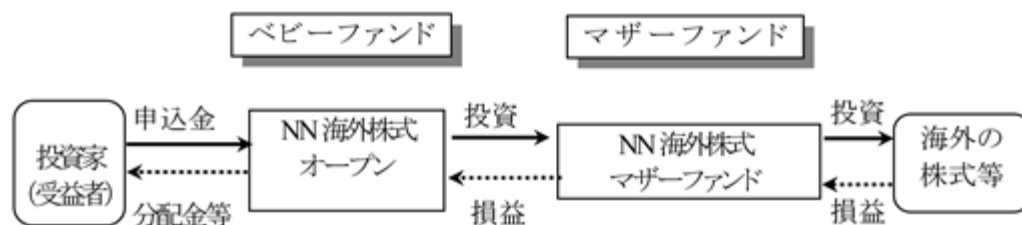
投資対象地域のグローバル（日本を含まない）とは、投資信託約款において、実質組入れ資産による投資収益が世界（日本を含まない）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類、属性区分の定義については一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

当ファンドの運用はファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資することによりその実質的な運用を行う仕組みです。

〔NN海外オープンにおける運用の仕組み〕



<信託金の限度額>

- 委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を上限として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

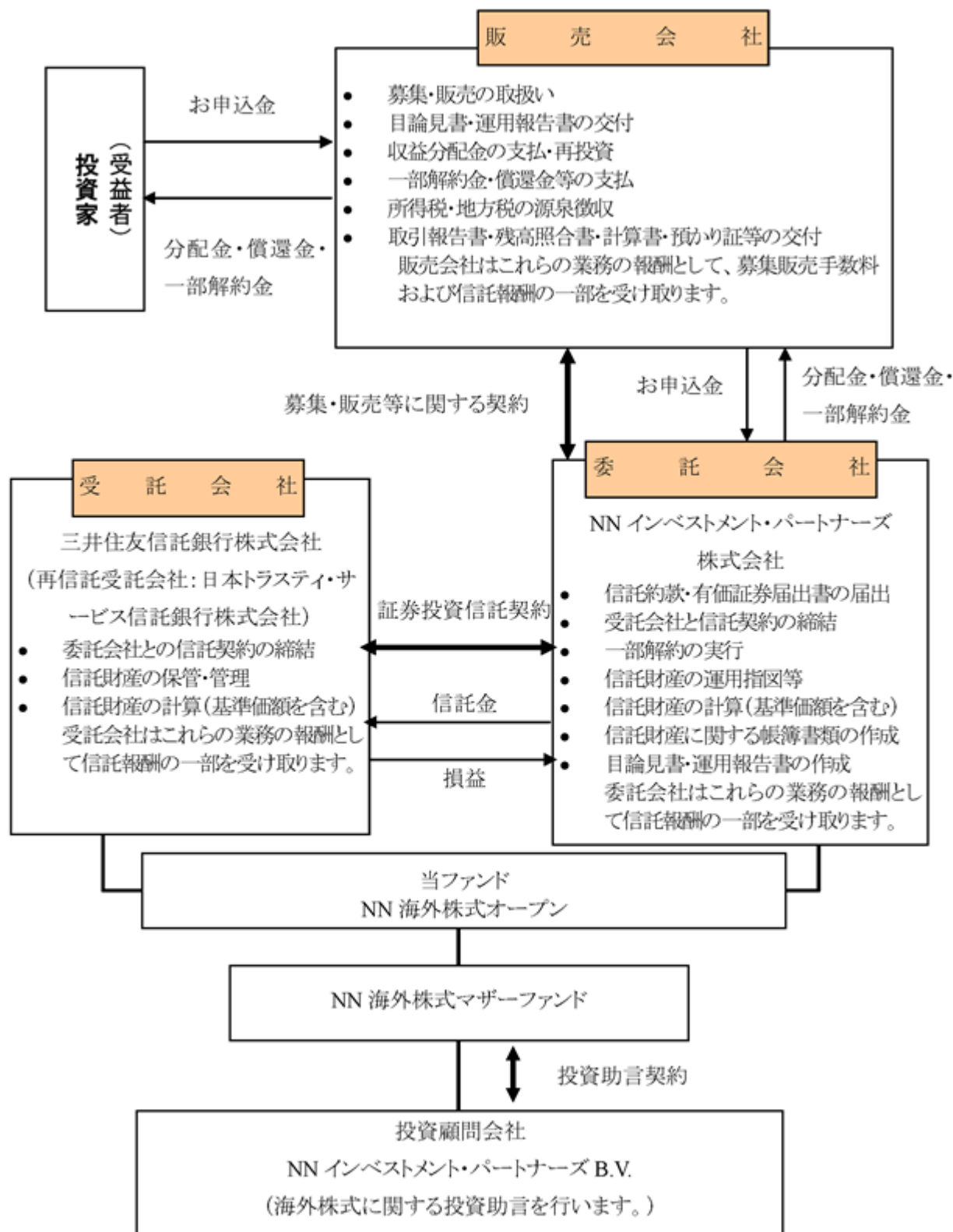
- 海外の株式に投資します。ポートフォリオの構築にあたっては国際分散投資に留意し、リスクの低減に努めます。なお、原則として為替ヘッジは行いません。
- 株式の投資プロセスは
 - (1) トップダウンアプローチによる各地域への配分決定
 - (2) 地域レベルでのスクリーニングと投資適格個別銘柄の絞り込み
 - (3) 個別銘柄の選定
 - (4) リスクコントロール
 のステップで行います。
- MSCIコクサイをベンチマークとします。ベンチマークを上回る投資成果の獲得を目指します。
- NN海外株式マザーファンドの運用にあたっては、オランダ（ハーグ）のNNインベストメント・パートナーズB.V.による投資助言を受けます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成12年5月18日 当初設定、信託契約締結、運用開始

平成27年4月7日 ファンドの名称を「NN海外株式オープン」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】



＜契約の主要な内容＞

●募集・販売等に関する契約（委託会社と各販売会社の契約）

募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、分配金、償還金および一部解約金の支払等に関する契約

●証券投資信託契約（委託会社と受託会社間の契約）

証券投資信託の設定から償還までの運営に関する取り決め事項に関する契約

●投資助言契約（委託会社と投資顧問会社間の契約）

委託会社が投資顧問会社から投資助言を受けるための契約

＜委託会社の概況（本書提出日現在）＞

●資本金 4億8,000万円

●沿革

平成11年9月8日	アイエヌジー投信株式会社設立
平成11年9月30日	証券投資信託委託業の認可取得（金融再生委員会第16号）投資顧問業の登録（関東財務局長第884号）
平成12年11月30日	投資信託及び投資法人に関する法律の平成12年法97附則第9条に基づく投資信託委託業のみなし認可
平成17年8月31日	投資一任契約に係る業務の認可取得（内閣総理大臣第56号）
平成19年9月30日	金融商品取引業のみなし登録（関東財務局長（金商）第300号）
平成21年1月5日	第一種金融商品取引業の業務開始
平成27年4月7日	商号を「NNインベストメント・パートナーズ株式会社」に変更

●大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
NNインベストメント・パートナーズ・インターナショナル・ホールディングスB.V.	オランダ王国ハーグ市 2595ASスケンクガーデ65	9,350株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①基本方針

主に海外の株式（日本の株式を含みません。）に実質的に投資し、長期的に良好な収益の獲得を目指して運用を行います。

②投資態度

a主としてNN海外株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、長期的に良好な収益の獲得を目指して、ポートフォリオを構築します。なお、世界各国の株式ならびに日本を含めたOECD各国の国債等、政府関係機関等が発行する債券および社債などの債券に直接、または委託会社の設定するマザーファンドの受益証券を通じて間接的に投資する場合があります。

bポートフォリオの構築にあたっては国際分散投資に留意し、リスクの低減に努めます。

c株式への実質的な投資割合は高位に維持します。

d外貨建資産への実質的な投資割合は高位に維持します。

e株式の投資プロセスは

(1) トップダウンアプローチによる各地域への配分決定

(2) 地域レベルでのスクリーニングと投資適格個別銘柄の絞り込み

(3)個別銘柄の選定

(4)リスクコントロール

のステップで行います。

f株式の投資においては、ボトムアップアプローチにより個別銘柄に積極的に投資することを原則とします。

g海外株式にかかる為替リスクについては原則としてヘッジしません。

h資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

i MSCIコクサイをベンチマークとします。

j資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

k信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。

l信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

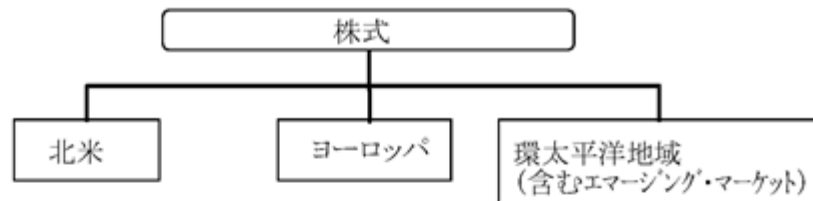
m信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。

n信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引および店頭金融先物取引を行うことができます。

③株式投資プロセス

トップダウン手法による各地域へのウェイト付け

株式においては、世界を北米、ヨーロッパおよび環太平洋地域（含むエマージング・マーケット）に区分してそれぞれの地域に対するウェイト付けを行います。

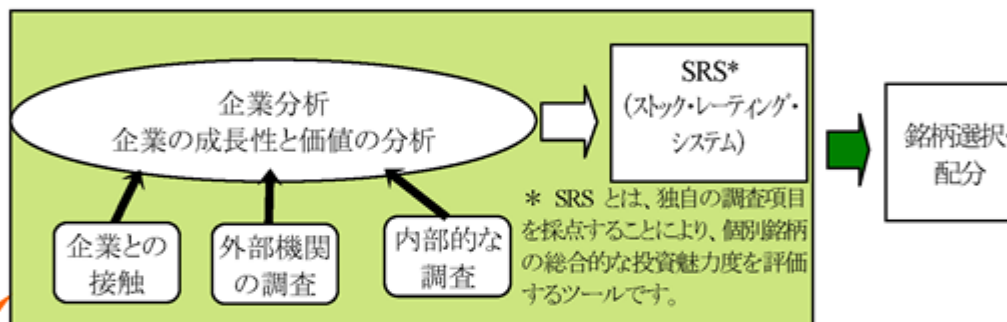


投資母集団の決定

時価総額や流動性によりスクリーニングが行われ、投資母集団が決定されます。
 （各地域レベルでスクリーニングが行われ、各地域ごとに投資母集団が決定されます。）

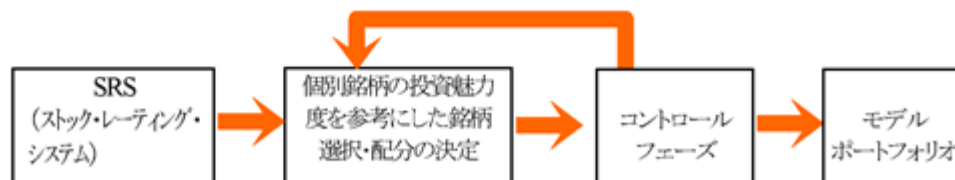
企業分析

企業評価においては個別銘柄の魅力度を判断します。個別企業の収益やキャッシュフローの伸びに対して価格が割安である銘柄を見出します。



モデルポートフォリオの構築とリスクマネジメント

個別銘柄の投資魅力度とその評価に対する自信によりアクティブポジションが定められます。また、リスクマネジメントにおいては、月次のリスク分析、トラッキングエラーの分析、個別の株式の保有サイズ、セクターごとの投資制限に関するコンプライアンスなどを通じたリスクコントロールを行い、ファンドの管理を行います。そのステップにおいてモデルポートフォリオが決定されます。このモデルポートフォリオはNNグループ共通のポートフォリオとなります。



運用ポートフォリオの構築

それぞれの運用ポートフォリオの運用目標・運用ガイドライン等に適合するようにモデルポートフォリオが修正されます。モデルポートフォリオにつき修正の必要がないと判断される場合には、モデルポートフォリオがそのまま運用ポートフォリオとして用いられます。

レビューと再構築

（２）【投資対象】

①委託会社は、信託金を、主としてaのNNインベストメント・パートナーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券およびbからwまでの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。（信託約款第20条第1項）

a NN海外株式マザーファンド

b株券または新株引受権証書

c国債証券

d地方債証券

e特別の法律により法人の発行する債券

f社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

g特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

h特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

i協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

j特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

kコマーシャル・ペーパー

l新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

m外国または外国の者の発行する証券または証書で、bからlまでの証券または証書の性質を有するもの

n投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

o投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

p外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

qオプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

r預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

s外国法人が発行する譲渡性預金証書

t指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

u抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

v貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

w外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、bの証券または証書およびmならびにrの証券または証書のうちbの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、cからgまでの証券およびmならびにrの証券または証書のうちcからgまでの証券の性質を有するものおよび投資法人債券を以下「公社債」といい、nの証券およびoの証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ②委託会社は、信託金を、前①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます、以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。（信託約款第20条第2項）

a預金

b指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

cコール・ローン

d手形割引市場において売買される手形

e貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

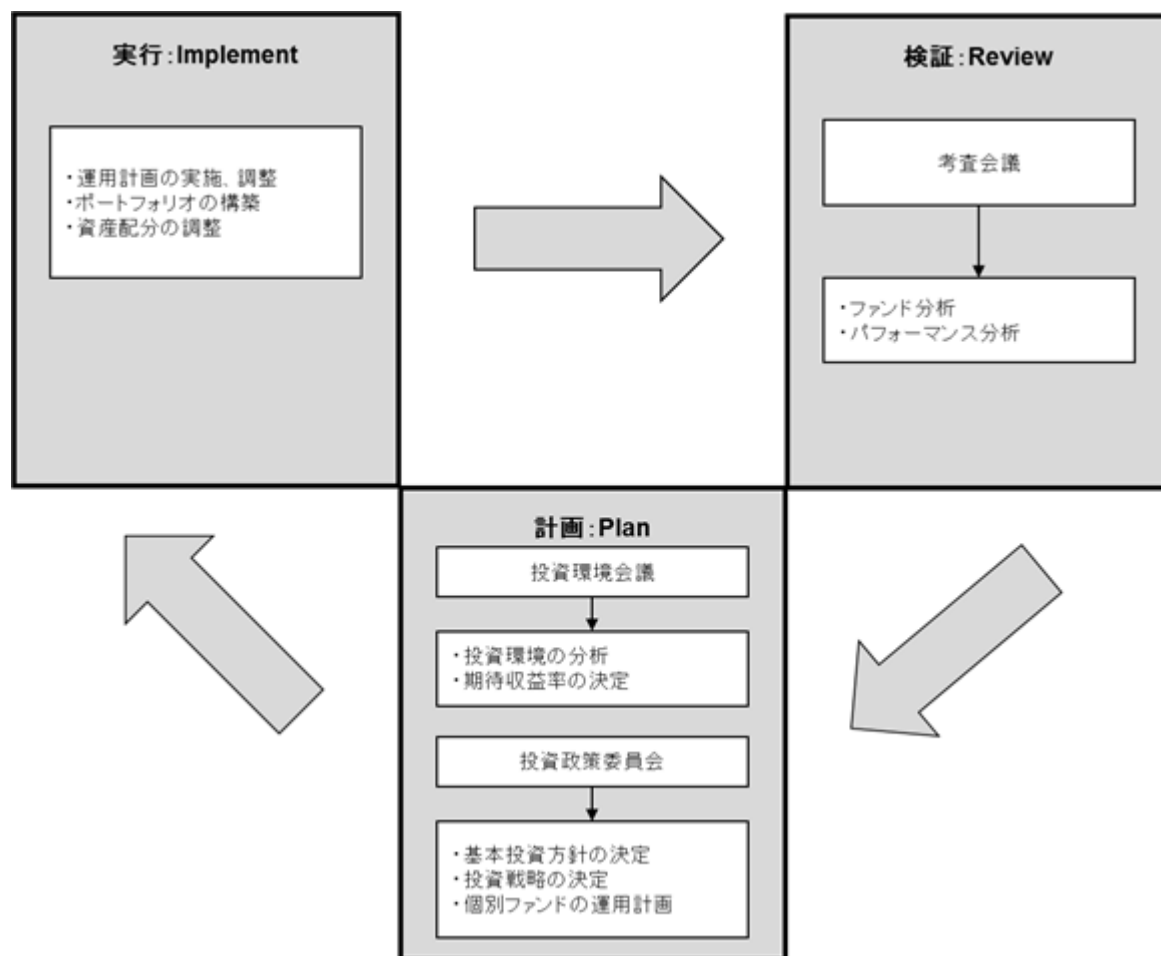
f外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③前①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変化等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前②に掲げる金融商品により運用することの指図をすることができます。

（３）【運用体制】

①運用体制

委託会社の運用体制は、以下の通りとなっております。本書提出日現在、20名程度が当該業務に従事しております。



「計画：Plan」

月次で開催される投資環境会議の主な内容は下記の通りです。

- ①為替、株式、債券、商品市場の過去1ヶ月の動きを検証
- ②株式、債券のバリュエーションを検討
- ③マクロ経済シナリオを決定
- ④各資産クラスの今後3ヶ月、12ヶ月の期待収益率を決定

投資政策委員会は当委員会規則に基づき、月次で開催されます。主な内容は下記の通りです。

- ①投資方針を承認
- ②投資実績の報告
- ③ファンドの運用計画書の承認
- ④複数資産クラスに投資するファンドの資産配分を決定

「実行：Implement」

- ①運用計画の実施・調整

②調査結果の討議

③ポートフォリオの見直し

「検証：Review」

月次で開催される考査会議の主な内容は下記の通りです。

- ①ファンドのパフォーマンス（対ベンチマーク、対他社設定ファンドとの相対比較等）を検証
- ②ファンドパフォーマンスの要因分析

＜受託会社に対する管理体制＞

受託会社の資産管理業務に係る事務処理体制、事務執行に起因する事故等が生じた場合には、受託会社に対し事故顛末ならびに再発防止策等の提出を求めるとともに、業務部が事故報告書を作成し、コンプライアンス・リスク管理本部長宛に提出します。事故報告書は、月次のコンプライアンス委員会にて検証され、必要とされる場合には受託会社に対する業務改善要求、その他の措置を決定します。

業務部は、定期的に受託会社の財務内容等を調査し、受託業務を遂行するに十分な財政的基盤を維持していることを確認します。また、年次にて受託会社より監査法人が作成した「内部統制の整備及び運用状況報告書」を徴求し、受託会社の内部統制が受託業務を遂行するにつき十分な水準であることを確認します。

（４）【分配方針】

毎決算時（決算日をいいます。決算日は毎年５月１７日です。ただし、決算日が休業日の場合には翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

①分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入（繰越分を含みます。）および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

③留保益の運用方針について

収益分配をあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

①信託約款における投資制限

a投資信託証券への投資制限（信託約款第20条第4項）

マザーファンドを除く投資信託証券への実質的な投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

b投資する株式等の範囲（信託約款第23条）

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) 前(a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

c同一銘柄の株式等への投資制限（信託約款第24条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の実質的な時価総額が、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(b) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の実質的な時価総額が、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(c) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の実質的な時価総額が、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

d信用取引の指図範囲（信託約款第25条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株式について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

i 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

ii 株式分割により取得する株券

iii 有償増資により取得する株券

iv 売出しにより取得する株券

v 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券

vi 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

e先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款第26条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

fスワップ取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第27条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

g金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第28条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

h各種派生商品の店頭取引の運用指図（信託約款第29条）

- (a) 委託会社は信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、次に掲げる取引（以下、hにおいて店頭取引といいます。）を行うことの指図をすることができます。

i 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに規定する取引をいいます。以下同じ。）

ii 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハに規定する取引をいいます。以下同じ。）

iii 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに規定する取引をいいます。以下同じ。）

iv 店頭金融先物取引（金融商品取引法第2条第22項に規定する取引をいいます。以下同じ。）

(b) 店頭取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 店頭取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。

i 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第30条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の要件の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

i 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ii 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(b) (a) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

j 公社債の空売りの指図および範囲（信託約款第31条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図ができるものとします。

(b) (a) の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

k 公社債の借入れ（信託約款第32条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

(b) (a) の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) (a) の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

1特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第33条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ℳ外国為替予約の指図および範囲（信託約款第34条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) (a) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額の差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする為替予約の指図についてはこの限りではありません。
- (c) (b) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ℳ資金の借入れ（信託約款第43条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%をこえないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ℳデリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

②「投資信託及び投資法人に関する法律」における投資制限

同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の総数が当該株式の発行済総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

〔参考〕 「NN海外株式マザーファンド」の投資方針

(1) 基本方針

この投資信託は、主に海外の株式に投資し、長期的に良好な収益の獲得を目指して運用を行います。

(2) 運用方針

①投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

②投資態度

aポートフォリオの構築にあたっては国際分散投資に留意し、キャピタルゲインの獲得を目指すとともに、リスクの低減に努めます。

b株式への投資割合は高位に保ちます。

c投資プロセスは、

- (1) トップダウンアプローチによる各地域への配分決定
- (2) 地域レベルでのスクリーニングと投資適格個別銘柄の絞り込み
- (3) 個別銘柄の選定
- (4) リスクコントロール

のステップで行います。

d地域レベルの分析においては、ヨーロッパ、北米、エマージング・マーケットに地域を分類して分析を行います。

eボトムアップアプローチにより個別銘柄に積極的に投資することを原則とします。

f外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

g MSCIコクサイをベンチマークとします。

h国および通貨ごとの比率は投資政策委員会およびファンドマネージャーの判断により変更することがあります。

i運用にあたっては、オランダ（ハーグ）のNNインベストメント・パートナーズB.V.（NN Investment Partners B.V.）による投資助言を受けます。

j資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

k信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。

l信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

m信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先物取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。

n信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。

o信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券店頭指数等先渡し取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引および店頭金融先物取引を行うことができます。

(3)投資制限

a株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資には制限を設けません。

b外貨建資産への投資には、制限を設けません。

c投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

d同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

e同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

f同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

gデリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割込むこともあります。当ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行等の登録金融機関で当ファンドを購入された場合、投資者保護基金の支払対象ではありません。当ファンドの受益権の取得申込者は、当ファンドに係るリスク（以下の記載は当ファンドに係るすべてのリスクを網羅しているわけではありません。）を十分に認識していただきますよう、お願いいたします。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

①一般的なリスク

a価格変動リスク

株式等は企業の業績、経済・政治動向、需給関係、その他の要因によりその価格が変動します。

b信用リスク

株式等の発行体企業の倒産または財務状況の悪化等により、当該企業の株式の価格は大きく値下がりし、または全く価値のないものになる可能性があります。

c為替変動リスク

当ファンドは、主として外貨建資産に実質的に投資を行いますので、為替変動リスクがあります。当ファンドは為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接的に受け、投資している通貨に対し円高になることが当ファンドの基準価額の下落要因となります。

dカントリーリスク

一般に株式等への投資は、その国の政治・経済動向、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。そのため、投資対象株式等の発行国・地域の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・資本市場が混乱し、資産価値が大きく変動することがあります。

e流動性リスク

株式等の有価証券を売買する場合、その相手方が存在しなければ取引が成立しません。特に、売買しようとする株式等の流通量が少ない場合等には、当ファンドが最適と考えるタイミング・価格で売買できない可能性があります。この場合、享受できるべき値上がり益が少なくなったり、または、被る損失が増加したりする可能性があります。

f解約資金の流出に伴うリスク

大量の解約資金を手当てするために保有する株式等を売却する場合、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。さらに、当ファンドはファミリーファンド方式による運用のため、マザーファンドの受益証券に投資する他のファンドの資金動向によっても当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。また、売却した株式等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入れを行うことによって当ファンドの解約金の支払いに対応する場合があります、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

②換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(2) リスク管理体制

委託会社の投資リスクの管理体制は以下の通りです。法令・規則の変更等への対応につきましては、適宜適切に対応しております。

①日常のリスク管理

投資に関するリスクは、CIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）およびコンプライアンス・リスク管理本部によってモニターされております。売買執行の管理については、売買執行をファンドマネージャーとは原則として別のトレーダーが行い、相互牽制機能を働かせています。また、日々コンプライアンス・リスク管理本部が売買伝票をチェックし、その内容について適正かどうかの管理がなされております。

②考査会議（月次）

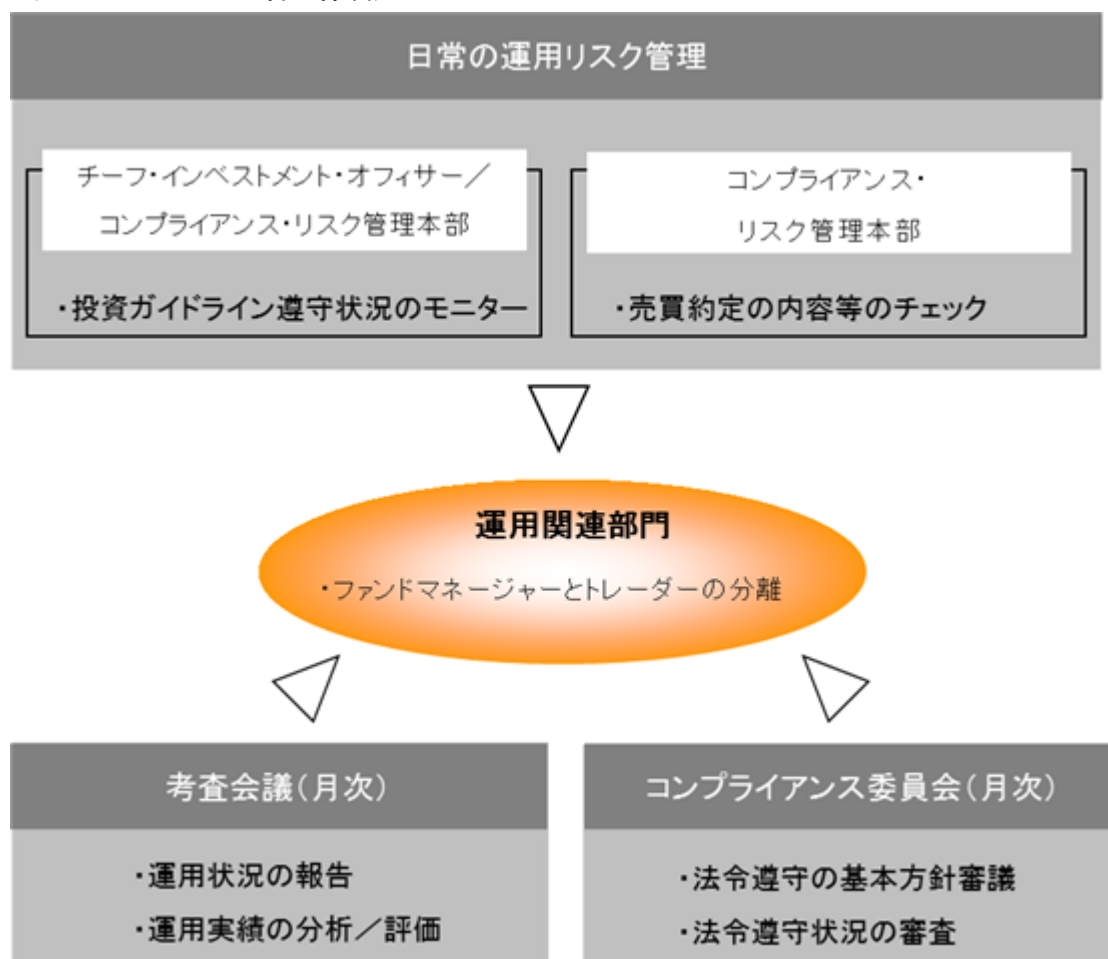
ファンドの信託財産に関し、運用状況の報告、運用実績の分析および評価について考査します。

③コンプライアンス委員会（月次）

会社全般の法令遵守および業務リスク管理に関する基本方針を審議、決定すると共に、法令遵守状況や業務リスクの状況を審査します。

種類	管理の頻度	管理方法
売買発注	日次	コンプライアンス・リスク管理本部が売買伝票をチェック
投資ガイドライン	月次・日次	CIOおよびコンプライアンス・管理本部によりモニター
考査会議	月次	運用状況報告および運用実績の分析・評価
コンプライアンス委員会	月次	法令遵守・業務リスク状況の審査
法令・規則の変更等	適宜	コンプライアンス・リスク管理本部が関係者に連絡し、電子メール等により周知、また必要に応じ説明会を開催

〈ファンドのリスク管理体制〉



参考情報

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



(注1) 上記のグラフは、2012年7月から2017年6月の各月末における当ファンドの直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

(注2) 分配金再投資基準価額とは、税引き前の分配金を再投資したと仮定して算出した基準価額をいいます。分配金再投資基準価額は実際の基準価額とは異なります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注1) 上記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

(注2) 上記のグラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスの指数について過去5年間のそれぞれ各月末における直近1年間の騰落率の平均値、最大値、最小値を表記したものです。

(注3) 上記のグラフのうち、当ファンドについては税引き前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率を記載しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株……TOPIX(配当込み)

先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

(注1) 騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注2) TOPIX(配当込み)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社東京証券取引所に帰属します。

(注3) MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

(注4) NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

(注5) シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

(注6) JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ①取得申込時の申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込金額、取得申込代金^{*}あるいは取得申込口数に応じて、基準価額の3.24%（税抜き 3.0%）を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は、ファンドあるいは投資環境に関する情報提供等、ならびにファンドの購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

^{*} 取得申込金額とは、1口当たりの発行価格に取得申込口数を乗じて得た金額をいいます。取得申込金額には、申込手数料ならびに申込手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、含まれません。また取得申込代金とは、取得申込者が申込みに際して支払う金額の総計をいい、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額が含まれます。

申込手数料については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

●お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03-5210-0653（9：00～17：00 土、日、祝日、年末年始を除く）

- ②販売会社によっては、当該販売会社で前3ヵ月以内に支払いを受けた投資信託の償還金等、または追加型投資信託の信託終了の1年前以内等で当該販売会社が定める期間内において換金した代金をもって当ファンドの取得申込みをする場合には、販売会社が独自に定める手数料の優遇措置等が受けられる場合があります。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

- ①信託報酬の総額は、日々、信託財産の純資産総額に年1.674%（税抜き1.55%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとします。この場合、消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

- ②信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。

項目	信託報酬の額
信託報酬の配分	委託会社 当該純資産総額に対し 年率0.756%（税抜き 0.70%）
	販売会社 当該純資産総額に対し 年率0.81%（税抜き 0.75%）
	受託会社 当該純資産総額に対し 年率0.108%（税抜き 0.10%）

※信託報酬を対価とする役務の主な内容は下記の通りです。

委託会社：ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等を行います。

販売会社：購入後の情報提供、各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等を行います。

受託会社：信託財産の管理や委託会社からの運用指図を実行します。

- ③上記②の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

- ④委託会社が受ける信託報酬にはNN海外株式マザーファンドについて投資助言を行う投資顧問会社への報酬（年率0.15%）が含まれています。

（４）【その他の手数料等】

- ①組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託報酬および売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産保管に要する費用、その他信託事務の処理に要する費用、ファンドの借入金利息ならびに借入れの手続きにかかる費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ②信託財産に関する租税、信託事務に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、当該計算期間を通じて日々、信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて得た額、もしくは固定額を毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。信託財産の財務諸表の監査に要する費用として信託財産中から支弁する額は、日々、信託財産の純資産総額に年0.0108%（税抜き0.01%）の率を乗じて得た額です（本書提出日現在）。信託財産の財務諸表の監査に要する費用とは、監査法人に支払うファンドの監査に関する費用をいいます。

※ファンドの申込手数料、信託報酬等、その他の手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

①個人の受益者に対する課税

<収益分配金について>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として20.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、平成50年1月1日からは上記の20.315%の税率は下記の内容に変更される予定です。

平成50年1月1日以降	20%（所得税15% 地方税5%）
-------------	-------------------

<一部解約金、償還金について>

一部解約時および償還時の差益（一部解約時および償還時の価額から取得費（税込申込手数料を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなして20.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。また、平成50年1月1日からは上記の20.315%の税率は下記の内容に変更される予定です。

平成50年1月1日以降	20%（所得税15% 地方税5%）
-------------	-------------------

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。
NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、地方税の源泉徴収はなくなり、15.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。上記15.315%の税率は平成50年1月1日からは、下記の内容に変更される予定です。

平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）
-------------	-------------

＜注1＞個別元本について

- ①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合には当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜注2＞収益分配金の課税について

- ①追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ②受益者が収益分配金を受け取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

＜注3＞税制改正等について

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成29年 6月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,658,128,076	100.2
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△7,308,337	△0.2
合計(純資産総額)		3,650,819,739	100.0

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

[参考] 親投資信託の投資状況

NN海外株式マザーファンド

(平成29年 6月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	2,861,178,824	60.2
	イギリス	331,178,670	7.0
	カナダ	186,146,405	3.9
	フランス	170,896,961	3.6
	香港	153,742,814	3.2
	スイス	150,507,319	3.2
	ドイツ	137,641,716	2.9
	シンガポール	110,848,242	2.3
	バミューダ	102,880,512	2.2
	オランダ	87,271,982	1.8
	オーストラリア	80,279,048	1.7
	オーストリア	73,490,228	1.5
	スペイン	58,454,241	1.2
	ニュージーランド	50,642,815	1.1
	ノルウェー	33,339,489	0.7
	アイルランド	32,613,728	0.7
	フィンランド	440,857	0.0
	小計	4,621,553,851	97.3
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	130,068,444	2.7
合計(純資産総額)		4,751,622,295	100.0

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】（平成29年6月30日現在）

イ) 主要投資銘柄

銘柄	業種	数量 口	簿価単価 円	簿価金額 円	評価単価 円	評価金額 円	投資比率 %
NN海外株式マザーファンド	—	1,707,092,294	2.1373	3,648,568,360	2.1429	3,658,128,076	100.2

注：投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額の比率です。

ロ) 種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.2
合計	100.2

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

〔参考〕親投資信託の投資状況

NN海外株式マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄（平成29年6月30日現在）

イ)主要投資銘柄（組入上位30銘柄）

	種類	国名	銘柄名	通貨	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	株式	アメリカ	MICROSOFT CORP	USD	ソフトウェア・サービス	21,800	6,737.61	146,879,995	7,670.88	167,225,184	3.5
2	株式	アメリカ	UNITEDHEALTH GROUP INC	USD	ヘルスケア機器・サービス	6,300	17,013.22	107,183,331	20,750.24	130,726,512	2.8
3	株式	アメリカ	CORNING INC	USD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	34,100	2,740.78	93,460,681	3,401.44	115,989,104	2.4
4	株式	アメリカ	CITIGROUP INC	USD	銀行	14,900	6,007.80	89,516,367	7,501.76	111,776,224	2.4
5	株式	アメリカ	INTEL CORP	USD	半導体・半導体製造装置	29,400	3,890.76	114,388,462	3,756.48	110,440,512	2.3
6	株式	アメリカ	CELGENE CORP	USD	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7,300	13,758.23	100,435,138	14,750.40	107,677,920	2.3
7	株式	カナダ	TORONTO-DOMINION BANK	CAD	銀行	18,700	5,342.34	99,901,819	5,647.44	105,607,169	2.2
8	株式	バミューダ	EVEREST RE GROUP LTD	USD	保険	3,600	25,700.90	92,523,262	28,577.92	102,880,512	2.2
9	株式	アメリカ	TIME WARNER INC	USD	メディア	9,000	9,833.89	88,505,021	11,175.36	100,578,240	2.1
10	株式	アメリカ	STANLEY BLACK & DECKER INC	USD	資本財	6,400	14,206.18	90,919,572	15,638.56	100,086,784	2.1
11	株式	アメリカ	BEST BUY COMPANY INC	USD	小売	15,600	4,900.71	76,451,194	6,413.12	100,044,672	2.1
12	株式	アメリカ	UNION PACIFIC CORP	USD	運輸	8,100	11,093.43	89,856,814	12,083.68	97,877,808	2.1
13	株式	スイス	PARTNERS GROUP HOLDING AG	CHF	各種金融	1,360	57,338.74	77,980,697	69,533.63	94,565,750	2.0
14	株式	アメリカ	ELI LILLY & CO	USD	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	10,200	8,978.61	91,581,911	9,262.40	94,476,480	2.0
15	株式	シンガポール	UNITED OVERSEAS BANK LTD	SGD	銀行	48,700	1,541.88	75,089,633	1,910.76	93,054,245	2.0
16	株式	イギリス	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	GBP	食品・飲料・タバコ	11,750	6,410.54	75,323,954	7,632.10	89,677,251	1.9
17	株式	アメリカ	VALERO ENERGY CORP	USD	エネルギー	11,800	7,048.06	83,167,146	7,514.08	88,666,144	1.9
18	株式	アメリカ	ALTRIA GROUP INC	USD	食品・飲料・タバコ	10,500	6,997.26	73,471,321	8,332.80	87,494,400	1.8
19	株式	オランダ	UNILEVER NV-CVA	EUR	家庭用品・パーソナル用品	14,140	6,311.25	89,241,149	6,171.99	87,271,982	1.8
20	株式	イギリス	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	GBP	耐久消費財・アパレル	104,750	841.49	88,146,979	821.52	86,054,917	1.8
21	株式	ドイツ	DEUTSCHE POST AG-REG	EUR	運輸	19,600	3,637.22	71,289,622	4,218.53	82,683,209	1.7
22	株式	香港	CLP HOLDINGS LTD	HKD	公益事業	68,600	1,097.29	75,274,426	1,196.79	82,099,794	1.7
23	株式	オーストラリア	SOUTH32 LTD	AUD	素材	337,510	230.32	77,738,615	237.85	80,279,048	1.7
24	株式	アメリカ	AFLAC INC	USD	保険	9,100	8,239.67	74,981,070	8,691.20	79,089,920	1.7
25	株式	フランス	MICHELIN(CGDE)	EUR	自動車・自動車部品	5,100	14,324.63	73,055,644	15,004.48	76,522,861	1.6
26	株式	アメリカ	CA INC	USD	ソフトウェア・サービス	19,850	3,604.69	71,553,138	3,838.24	76,189,064	1.6
27	株式	フランス	TOTAL SA	EUR	エネルギー	12,120	5,891.32	71,402,878	5,617.88	68,088,742	1.4
28	株式	アメリカ	FOOT LOCKER INC	USD	小売	12,100	7,710.69	93,299,429	5,454.40	65,998,240	1.4
29	株式	アメリカ	MERCK & CO. INC.	USD	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8,800	7,170.53	63,100,709	7,206.08	63,413,504	1.3
30	株式	アメリカ	ALPHABET INC-CL A	USD	ソフトウェア・サービス	600	86,436.00	51,861,600	105,035.84	63,021,504	1.3

注:投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額の比率です。

ロ) 種類別および業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	4.6
		素材	4.1
		資本財	5.0
		運輸	5.3
		自動車・自動車部品	2.5
		耐久消費財・アパレル	3.3
		消費者サービス	1.0
		メディア	2.5
		小売	4.3
		食品・生活必需品小売り	0.7
		食品・飲料・タバコ	5.7
		家庭用品・パーソナル用品	3.0
		ヘルスケア機器・サービス	4.6
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.5
		銀行	10.1
		各種金融	4.2
		保険	6.1
		不動産	1.5
		ソフトウェア・サービス	7.6
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.6
		電気通信サービス	0.7
		公益事業	5.3
		半導体・半導体製造装置	3.1
合計			97.3

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第8計算期間末（平成20年 5月19日）	1,575	1,575	1.0345	1.0345
第9計算期間末（平成21年 5月18日）	1,028	1,028	0.5786	0.5786
第10計算期間末（平成22年 5月17日）	1,388	1,388	0.6931	0.6931
第11計算期間末（平成23年 5月17日）	1,639	1,639	0.7382	0.7382
第12計算期間末（平成24年 5月17日）	1,628	1,628	0.6640	0.6640
第13計算期間末（平成25年 5月17日）	2,734	2,734	1.0521	1.0521
第14計算期間末（平成26年 5月19日）	2,995	3,061	1.1438	1.1688
第15計算期間末（平成27年 5月18日）	3,730	3,797	1.3992	1.4242
第16計算期間末（平成28年 5月17日）	3,120	3,187	1.1599	1.1849
第17計算期間末（平成29年 5月17日）	3,585	3,651	1.3610	1.3860
平成28年 6月末日	2,994	—	1.0834	—
7月末日	3,020	—	1.1388	—
8月末日	3,004	—	1.1355	—
9月末日	2,938	—	1.1140	—
10月末日	3,005	—	1.1361	—
11月末日	3,324	—	1.2558	—
12月末日	3,489	—	1.3224	—
平成29年 1月末日	3,483	—	1.3207	—
2月末日	3,541	—	1.3458	—
3月末日	3,557	—	1.3533	—
4月末日	3,595	—	1.3663	—
5月末日	3,590	—	1.3422	—
6月末日	3,650	—	1.3618	—

注：直近10計算期間について記載しています。

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第8期	平成19年 5月18日～平成20年 5月19日	0
第9期	平成20年 5月20日～平成21年 5月18日	0
第10期	平成21年 5月19日～平成22年 5月17日	0
第11期	平成22年 5月18日～平成23年 5月17日	0
第12期	平成23年 5月18日～平成24年 5月17日	0
第13期	平成24年 5月18日～平成25年 5月17日	0
第14期	平成25年 5月18日～平成26年 5月19日	250
第15期	平成26年 5月20日～平成27年 5月18日	250
第16期	平成27年 5月19日～平成28年 5月17日	250
第17期	平成28年 5月18日～平成29年 5月17日	250

注：直近10計算期間について記載しています。

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第8期	平成19年 5月18日～平成20年 5月19日	△15.7
第9期	平成20年 5月20日～平成21年 5月18日	△44.1
第10期	平成21年 5月19日～平成22年 5月17日	19.8
第11期	平成22年 5月18日～平成23年 5月17日	6.5
第12期	平成23年 5月18日～平成24年 5月17日	△10.1
第13期	平成24年 5月18日～平成25年 5月17日	58.4
第14期	平成25年 5月18日～平成26年 5月19日	11.1
第15期	平成26年 5月20日～平成27年 5月18日	24.5
第16期	平成27年 5月19日～平成28年 5月17日	△15.3
第17期	平成28年 5月18日～平成29年 5月17日	19.5

(注 1)直近10計算期間について記載しています。

(注 2)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第8期	平成19年 5月18日～平成20年 5月19日	191,177,894	8,754,879
第9期	平成20年 5月20日～平成21年 5月18日	265,056,752	11,561,880
第10期	平成21年 5月19日～平成22年 5月17日	233,175,046	6,698,493
第11期	平成22年 5月18日～平成23年 5月17日	230,751,063	12,521,555
第12期	平成23年 5月18日～平成24年 5月17日	242,726,573	12,050,000
第13期	平成24年 5月18日～平成25年 5月17日	159,344,249	12,817,561
第14期	平成25年 5月18日～平成26年 5月19日	69,228,186	48,900,000
第15期	平成26年 5月20日～平成27年 5月18日	96,657,935	49,455,241
第16期	平成27年 5月19日～平成28年 5月17日	84,450,391	60,621,619
第17期	平成28年 5月18日～平成29年 5月17日	91,180,770	146,850,000

注：直近10計算期間について記載しています。

参考情報

基準日:2017年6月30日現在 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

分配の推移

決算期	分配金
第8期(2008/5/19)	0円
第9期(2009/5/18)	0円
第10期(2010/5/17)	0円
第11期(2011/5/17)	0円
第12期(2012/5/17)	0円
第13期(2013/5/17)	0円
第14期(2014/5/19)	250円
第15期(2015/5/18)	250円
第16期(2016/5/17)	250円
第17期(2017/5/17)	250円
設定来累計	1,400円

※分配金は1万口当たり、税引き前です。

※直近の10計算期間について記載しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たりです。

※分配金再投資基準価額は、税引き前の分配金を再投資したと仮定して算出した基準価額をいいます。

主要な資産の状況

※下記データは過去のものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、下記は参考情報であり、特定の有価証券についての投資の勧誘あるいは投資の助言を意図するものではありません。

投資状況(NN海外株式オープン)

資産の種類	投資比率(%)
NN海外株式マザーファンド 受益証券	100.2
現金等	△0.2
合 計	100.0

NN海外株式マザーファンドの組入上位10銘柄

順位	銘柄名	国・地域	業種	投資比率(%)
1	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	3.5
2	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	2.8
3	CORNING INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェア および機器	2.4
4	CITIGROUP INC	アメリカ	銀行	2.4
5	INTEL CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	2.3
6	CELGENE CORP	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ ライフサイエンス	2.3
7	TORONTO-DOMINION BANK	カナダ	銀行	2.2
8	EVEREST RE GROUP LTD	バミューダ	保険	2.2
9	TIME WARNER INC	アメリカ	メディア	2.1
10	STANLEY BLACK & DECKER INC	アメリカ	資本財	2.1

投資状況(NN海外株式マザーファンド)

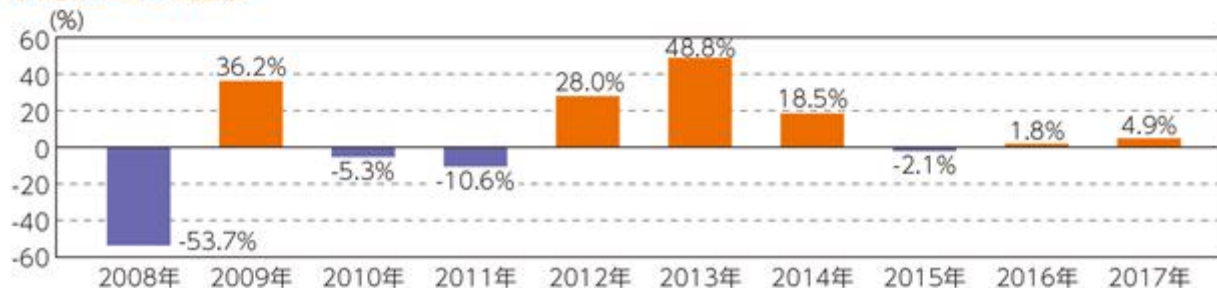
資産の種類	投資比率(%)
株式	
アメリカ	60.2
イギリス	7.0
カナダ	3.9
フランス	3.6
その他の国・地域	22.6
現金等	2.7
合 計	100.0

NN海外株式マザーファンドの組入上位5業種

順位	業種	投資比率(%)
1	銀行	10.1
2	ソフトウェア・サービス	7.6
3	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.5
4	保険	6.1
5	食品・飲料・タバコ	5.7

※投資比率は純資産総額に対する各資産の投資割合です。

年間収益率の推移



※2017年は6月末までの収益率です。

※税引き前の分配金を再投資したと仮定して収益率を算出しています。したがって、実際のファンドにおいては、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後に自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益の分配が行われるつど収益分配金を受取る「一般コース」があり、取扱い可能なコースは販売会社により異なる場合があります。「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。

受益権の申込単位は販売会社が定める単位とします。

受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、「自動けいぞく投資コース」の収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします（申込手数料はかかりません。）。

販売会社および委託会社の営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、ニューヨークの銀行の休業日においては、取得の申込みを受付けないものとします。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金（解約）することができます。換金単位は販売会社が定める単位とします。

販売会社および委託会社の営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、ニューヨークの銀行の休業日においては、換金の申込みを受付けないものとします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求に制限を設けさせて頂く場合があります。

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額となります。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

●お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03-5210-0653（9：00～17：00 土、日、祝日、年末年始を除く）

●委託会社のホームページアドレス www.nnip.co.jp

解約代金の支払いは原則として解約の請求受付日から起算して5営業日目から販売会社で支払われます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の解約の受付を中止することがあります。この場合、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、解約の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3【資産管理等の概要】**（1）【資産の評価】**

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。この場合、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、原則として、委託会社の営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日、1月3日以外の日とします。）に計算されます。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

●お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03-5210-0653（9：00～17：00 土、日、祝日、年末年始を除く）

●委託会社のホームページアドレス www.nnip.co.jp**（2）【保管】**

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は原則として無期限です。ただし、(5)aにより信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年5月18日から翌年5月17日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

a信託の終了

- (a) 委託会社は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (d) 前(c)の一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- (e) 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 前(c)から(e)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前(c)の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には前段は適用されません。
- (g) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (h) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「b信託約款の変更(d)」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (i) 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- (b) 委託会社は、前 (a) の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前 (b) の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (d) 前 (c) の一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、当該信託約款の変更をしません。
- (e) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更することがあります。この場合、前 (a) から前 (e) までの手続きを準用します。

c反対者の買取請求権

信託期間中における信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

d運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとおよび償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

e公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月（または1ヵ月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

（参考）

NN海外株式マザーファンドの運用に関して、委託会社と投資顧問会社との間で締結された投資助言契約の有効期間は、無期限とします。ただし、委託会社または投資顧問会社が他方の当事者に対し、30日前までに通知することにより契約を終了することができます。

4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(1)収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、「一般コース」の場合、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しなかったときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の換金（一部解約の実行）請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を請求することにより、委託会社に受益権の換金を請求することができます。

(4) 受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規則により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間（平成28年5月18日から平成29年5月17日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

NN海外株式オープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第16期計算期間末 (平成28年 5 月17日現在)	第17期計算期間末 (平成29年 5 月17日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	94,976,643	95,115,438
親投資信託受益証券	3,120,055,206	3,585,266,263
流動資産合計	3,215,031,849	3,680,381,701
資産合計	3,215,031,849	3,680,381,701
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	67,249,652	65,857,921
未払受託者報酬	1,772,133	1,874,084
未払委託者報酬	25,695,876	27,174,137
その他未払費用	177,201	187,350
流動負債合計	94,894,862	95,093,492
負債合計	94,894,862	95,093,492
純資産の部		
元本等		
元本	2,689,986,107	2,634,316,877
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	430,150,880	950,971,332
（分配準備積立金）	1,509,331,466	1,437,599,476
元本等合計	3,120,136,987	3,585,288,209
純資産合計	3,120,136,987	3,585,288,209
負債純資産合計	3,215,031,849	3,680,381,701

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第16期計算期間 自 平成27年5月19日 至 平成28年5月17日	第17期計算期間 自 平成28年5月18日 至 平成29年5月17日
営業収益		
受取利息	37	—
有価証券売買等損益	△516,701,917	644,611,057
営業収益合計	△516,701,880	644,611,057
営業費用		
受託者報酬	3,770,069	3,518,185
委託者報酬	54,665,887	51,013,551
その他費用	376,935	352,366
営業費用合計	58,812,891	54,884,102
営業利益又は営業損失（△）	△575,514,771	589,726,955
経常利益又は経常損失（△）	△575,514,771	589,726,955
当期純利益又は当期純損失（△）	△575,514,771	589,726,955
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△4,540,927	△4,532,211
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,064,444,560	430,150,880
剰余金増加額又は欠損金減少額	28,089,746	15,919,733
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	28,089,746	15,919,733
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,159,930	23,500,526
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,159,930	23,500,526
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	67,249,652	65,857,921
期末剰余金又は期末欠損金（△）	430,150,880	950,971,332

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第16期計算期間末 (平成28年 5月17日現在)	第17期計算期間末 (平成29年 5月17日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,689,986,107口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,634,316,877口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1599円 (10,000口当たり純資産額) (11,599円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3610円 (10,000口当たり純資産額) (13,610円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第16期計算期間 自 平成27年 5月19日 至 平成28年 5月17日	第17期計算期間 自 平成28年 5月18日 至 平成29年 5月17日																																																												
分配金の計算過程	分配金の計算過程																																																												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>29,040,434円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>754,480,080円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,547,540,684円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>2,331,061,198円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>2,689,986,107口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>8,665円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>250円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>67,249,652円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	29,040,434円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	754,480,080円	分配準備積立金額	D	1,547,540,684円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,331,061,198円	当ファンドの期末残存口数	F	2,689,986,107口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,665円	10,000口当たり分配金額	H	250円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	67,249,652円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>74,267,600円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>788,057,391円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,429,189,797円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>2,291,514,788円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>2,634,316,877口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>8,698円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>250円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>65,857,921円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	74,267,600円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	788,057,391円	分配準備積立金額	D	1,429,189,797円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,291,514,788円	当ファンドの期末残存口数	F	2,634,316,877口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,698円	10,000口当たり分配金額	H	250円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	65,857,921円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	29,040,434円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	754,480,080円																																																											
分配準備積立金額	D	1,547,540,684円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,331,061,198円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	2,689,986,107口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,665円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	250円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	67,249,652円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	74,267,600円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	788,057,391円																																																											
分配準備積立金額	D	1,429,189,797円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,291,514,788円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	2,634,316,877口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,698円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	250円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	65,857,921円																																																											

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

第16期計算期間 自 平成27年 5月19日 至 平成28年 5月17日	第17期計算期間 自 平成28年 5月18日 至 平成29年 5月17日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品を主たる投資対象として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその他金融商品に係るリスク 当ファンドは、有価証券、金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。保有する有価証券の内容については、有価証券に関する注記に記載されております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社において、投資リスク管理に関する独立した委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、投資行動及び資金運用がポートフォリオのパフォーマンス実績に与えた影響を定期的に分析し、評価しております。また、投資リスクの管理においては、コンプライアンス・リスク管理本部及びCIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。 ○市場リスクの管理 価格変動リスク及び為替変動リスクについては、ファンド商品特性に照らしてポートフォリオにおけるリスクと想定されるリスクとを比較分析することによって管理しております。 ○信用リスク及び流動性リスクの管理 格付やその他発行体及び取引先に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその他金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

第16期計算期間末 (平成28年 5月17日現在)	第17期計算期間末 (平成29年 5月17日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 ○親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。 ○金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第16期計算期間 自 平成27年 5月19日 至 平成28年 5月17日	第17期計算期間 自 平成28年 5月18日 至 平成29年 5月17日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△495,289,051	630,700,904
合計	△495,289,051	630,700,904

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第16期計算期間 自 平成27年 5月19日 至 平成28年 5月17日	第17期計算期間 自 平成28年 5月18日 至 平成29年 5月17日
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

元本の移動

第16期計算期間 自 平成27年 5月19日 至 平成28年 5月17日	第17期計算期間 自 平成28年 5月18日 至 平成29年 5月17日
期首元本額 2,666,157,335円	期首元本額 2,689,986,107円
期中追加設定元本額 84,450,391円	期中追加設定元本額 91,180,770円
期中一部解約元本額 60,621,619円	期中一部解約元本額 146,850,000円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	NN海外株式マザーファンド	1,677,396,025	3,585,266,263	
合計		1,677,396,025	3,585,266,263	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「NN海外株式マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

NN海外株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（平成29年 5月17日現在）	
資産の部	
流動資産	
預金	4,991,667
金銭信託	51,721,923
株式	4,459,083,550
未収配当金	9,488,421
流動資産合計	4,525,285,561
資産合計	4,525,285,561
負債の部	
流動負債	
その他未払費用	2,852
流動負債合計	2,852
負債合計	2,852
純資産の部	
元本等	
元本	2,117,163,725
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	2,408,118,984
元本等合計	4,525,282,709
純資産合計	4,525,282,709
負債純資産合計	4,525,285,561

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価格）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3.収益及び費用の計上基準	（1）受取配当金 原則として、配当落ち日において確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。 （2）有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 （3）為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

(平成29年 5月17日現在)	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	2,117,163,725口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.1374円
(10,000口当たり純資産額)	(21,374円)

（その他の注記）

(平成29年 5月17日現在)	
子ファンドの期首	平成28年 5月18日
期首元本額	2,288,643,786円
対象期間中の追加設定元本額	82,637,611円
対象期間中の一部解約元本額	254,117,672円
期末元本額	2,117,163,725円
平成29年 5月17日現在の元本の内訳※	
NN海外株式オープン	1,677,396,025円
NN海外株式ファンドVA（適格機関投資家専用）	300,870,357円
NNグローバルバランスファンドVA（株25型）（適格機関投資家専用）	29,078,899円
NNグローバルバランスファンドVA（株50型）（適格機関投資家専用）	30,801,418円
NNグローバルバランスファンドVA（株70型）（適格機関投資家専用）	79,017,026円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	アメリカドル	CONOCOPHILLIPS	3,500	47.13	164,955.00	
		VALERO ENERGY CORP	8,500	64.54	548,590.00	
		PARKER HANNIFIN CORP	2,600	156.47	406,822.00	
		SNAP-ON INC	1,000	170.68	170,680.00	
		STANLEY BLACK & DECKER INC	6,000	136.94	821,640.00	
		DELTA AIR LINES INC	5,800	49.51	287,158.00	
		SOUTHWEST AIRLINES	3,100	58.27	180,637.00	
		UNION PACIFIC CORP	7,500	111.00	832,500.00	
		LEAR CORP	2,600	145.99	379,574.00	
		MCDONALD'S CORPORATION	2,000	147.29	294,580.00	
		SCRIPPS NETWORKS INTER-CL A	2,500	67.68	169,200.00	
		TIME WARNER INC	8,300	97.87	812,321.00	
		BEST BUY COMPANY INC	14,600	51.82	756,572.00	
		FOOT LOCKER INC	10,900	71.79	782,511.00	
		SYSCO CORP	5,700	54.19	308,883.00	
		ALTRIA GROUP INC	10,000	70.95	709,500.00	
		PEPSICO INC	1,500	113.79	170,685.00	
		PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	1,600	113.52	181,632.00	
		PROCTER & GAMBLE CO	3,900	86.24	336,336.00	
		HCA HEALTHCARE INC	3,400	83.49	283,866.00	
		UNITEDHEALTH GROUP INC	5,200	168.12	874,224.00	
		BIOGEN INC	2,000	257.64	515,280.00	
		CELGENE CORP	6,800	119.36	811,648.00	
		ELI LILLY & CO	9,700	78.99	766,203.00	
		MERCK & CO. INC.	8,500	63.79	542,215.00	
		PFIZER INC	11,500	32.60	374,900.00	
		BANK OF AMERICA CORP	17,500	23.99	419,825.00	
		CITIGROUP INC	13,800	62.49	862,362.00	
		US BANCORP	15,500	51.96	805,380.00	
		AGNC INVESTMENT CORP	9,900	20.04	198,396.00	
		DISCOVER FINANCIAL SERVICES	8,600	60.17	517,462.00	
		AFLAC INC	7,200	73.74	530,928.00	
		EVEREST RE GROUP LTD	3,400	244.54	831,436.00	

小計	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	2,300	107.80	247,940.00	
	TORCHMARK CORP	6,500	75.64	491,660.00	
	ALPHABET INC-CL A	600	964.61	578,766.00	
	CA INC	21,150	31.71	670,666.50	
	ELECTRONIC ARTS INC	3,000	111.76	335,280.00	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	3,000	153.68	461,040.00	
	MICROSOFT CORP	19,700	69.41	1,367,377.00	
	APPLE INC	3,200	155.47	497,504.00	
	CORNING INC	31,600	29.60	935,360.00	
	JUNIPER NETWORKS INC	17,400	30.59	532,266.00	
	AT&T INC	10,300	38.19	393,357.00	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	8,900	67.86	603,954.00	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	8,700	43.10	374,970.00	
	INTEL CORP	27,000	35.82	967,140.00	
	KLA-TENCOR CORPORATION	3,700	102.33	378,621.00	
	銘柄数：48	391,650		25,484,802.50	
				(2,869,588,761)	
	組入時価比率：63.41%			64.36%	
カナダドル	INTER PIPELINE LTD	13,600	27.06	368,016.00	
	CANADIAN TIRE CORP -CL A	3,000	154.71	464,130.00	
	TORONTO-DOMINION BANK	17,300	63.13	1,092,149.00	
	銘柄数：3	33,900		1,924,295.00	
	組入時価比率：3.52%			(159,139,196)	
ユーロ	NESTE OYJ	7,600	37.61	285,836.00	
	TOTAL SA	16,500	48.70	803,550.00	
	COVESTRO AG	4,300	66.31	285,133.00	
	SIEMENS AG-REG	1,300	131.00	170,300.00	
	VINCI S.A.	8,800	77.69	683,672.00	
	DEUTSCHE POST AG-REG	18,400	32.36	595,424.00	
	MICHELIN(CGDE)	2,200	119.95	263,890.00	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	13,800	20.13	277,794.00	
	ERSTE GROUP BANK AG	12,600	33.67	424,242.00	
	AXA	8,500	24.23	205,955.00	
	IBERDROLA SA	63,600	6.86	436,868.40	
	銘柄数：11	157,600		4,432,664.40	
				(553,728,436)	

	組入時価比率：12.24%			12.42%	
イギリスポンド	CRODA INTERNATIONAL PLC	7,100	39.34	279,314.00	
	RIO TINTO PLC	8,800	31.00	272,844.00	
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	81,200	6.09	494,508.00	
	TAYLOR WIMPEY PLC	60,600	1.96	119,079.00	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	11,000	55.05	605,550.00	
	IMPERIAL BRANDS PLC	10,900	37.05	403,845.00	
	小計 銘柄数：6 組入時価比率：6.99%	179,600		2,175,140.00 (316,417,615) 7.10%	
スイスフラン	CIE FINANCIERE RICHEMON-RE	5,900	81.85	482,915.00	
	ACTELION LTD-NEW LINE	600	281.61	168,966.00	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,300	599.00	778,700.00	
	小計 銘柄数：3 組入時価比率：3.62%	7,800		1,430,581.00 (163,701,383) 3.67%	
ノルウェーク ローネ	YARA INTERNATIONAL ASA	7,500	323.00	2,422,500.00	
	MARINE HARVEST	17,800	152.30	2,710,940.00	
	小計 銘柄数：2 組入時価比率：1.51%	25,300		5,133,440.00 (68,274,752) 1.53%	
オーストラリア ドル	FORTESCUE METALS GROUP LTD	45,800	4.82	220,756.00	
	SOUTH32 LTD	310,200	2.72	843,744.00	
	小計 銘柄数：2 組入時価比率：1.97%	356,000		1,064,500.00 (88,928,330) 1.99%	
香港ドル	HYSAN DEVELOPMENT CO	64,000	36.60	2,342,400.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	40,100	65.25	2,616,525.00	
	CLP HOLDINGS LTD	64,600	84.20	5,439,320.00	
	小計 銘柄数：3 組入時価比率：3.32%	168,700		10,398,245.00 (150,358,622) 3.37%	
シンガポールド ル	UNITED OVERSEAS BANK LTD	47,400	23.25	1,102,050.00	
	小計 銘柄数：1 組入時価比率：1.97%	47,400		1,102,050.00 (88,946,455) 1.99%	

合 計	1,367,950		4,459,083,550 (4,459,083,550)	
-----	-----------	--	----------------------------------	--

(注)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注)小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】平成29年6月30日

I 資産総額	3,658,140,380円
II 負債総額	7,320,641円
III 純資産総額（I－II）	3,650,819,739円
IV 発行済口数	2,680,950,473口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3618円
（1万口当たり純資産額）	（13,618円）

（参考）

「NN海外株式マザーファンド」の純資産額計算書

I 資産総額	4,751,632,177円
II 負債総額	9,882円
III 純資産総額（I－II）	4,751,622,295円
IV 発行済口数	2,217,353,842口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.1429円
（1万口当たり純資産額）	（21,429円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 投資信託受益証券の名義書換の事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請がある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (5) 受益権の譲渡の対抗要件
- 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (6) 受益権の再分割
- 委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (7) 償還金
- 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。
- (8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて
- 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成29年6月末現在）

- ①資本金の額：4億8,000万円
- ②会社が発行する株式総数：19,980株
- ③発行済株式総数：9,350株
- ④会社設立後の資本の増減：

設立	平成11年9月8日	資本金2億5,000万円
	平成12年7月14日	資本金4億9,950万円に増資
	平成13年4月27日	資本金8億3,500万円に増資
	平成14年11月12日	資本金9億3,500万円に増資
	平成19年5月2日	資本金4億8,000万円に減資

(2) 委託会社の機構

①会社の意思決定機構

業務遂行上の重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

3名以上10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式数の過半数を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最初の決算期に関する株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者または現任者の残任期間と同一とします。

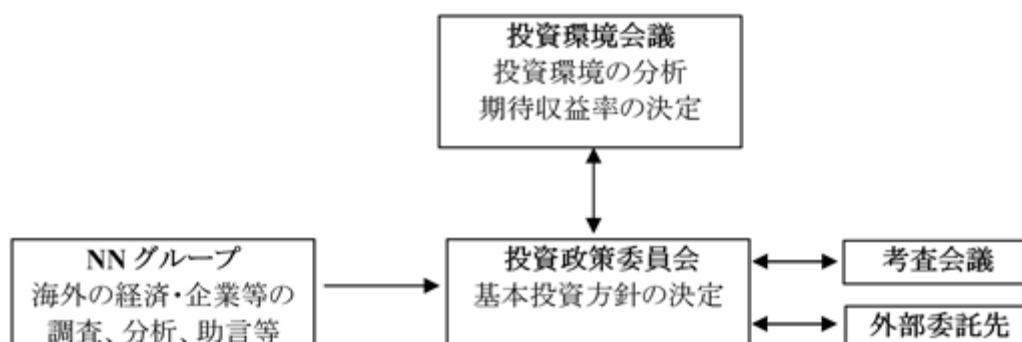
取締役会はその決議により、取締役の中から1名以上の代表取締役を選任します。また、取締役の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役がこれを招集することができないときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたります。取締役会の招集通知は3日前までに発送します。また取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務について決定します。

取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成により採択されます。なお、取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意し、監査役が異議を述べなかったときは、決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなします。

②運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業および第一種金融商品取引業を行っています。

平成29年6月末現在委託会社の運用する証券投資信託は次の通りです。ただし、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	39	302,307
合計	39	302,307

3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるNNインベストメント・パートナーズ株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）ならびに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

(2) 法令の規定に基づき、委託会社の財務諸表については有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

なお、委託会社の監査人は次のとおり交代しております。

第17期事業年度の財務諸表 新日本有限責任監査法人

第18期事業年度の財務諸表 有限責任 あずさ監査法人

(1) 【貸借対照表】

期別	第17期 (平成28年3月31日)			第18期 (平成29年3月31日)		
科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産						
現金・預金		2,347,904			2,713,331	
立替金		768			842	
未収委託者報酬		198,307			166,092	
未収運用受託報酬		122,307			141,452	
未収投資助言報酬		90			—	
その他の未収収益		237,621			106,639	
前払費用		28,871			18,553	
繰延税金資産		21,111			24,204	
流動資産計		2,956,983	96.3		3,171,116	96.8
固定資産						
有形固定資産 ※1		69,825			59,746	
建物附属設備	39,272			32,635		
器具備品	24,141			17,798		
リース資産	6,411			9,312		
無形固定資産		1,745			1,195	
ソフトウェア	1,745			1,195		
投資その他の資産		42,486			44,559	
長期差入保証金	42,486			40,439		
繰延税金資産	—			4,120		
固定資産計		114,057	3.7		105,501	3.2
資産合計		3,071,040	100.0		3,276,618	100.0

期別	第17期 (平成28年3月31日)			第18期 (平成29年3月31日)		
科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(負債の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債						
未払手数料		52,905			42,492	
未払投資顧問料		49,904			85,284	
未払投資助言料		1,593			23,124	
未払金		47,410			35,844	
未払費用		27,756			24,280	
リース債務		2,365			2,197	
未払法人税等		88,164			109,834	
未払消費税等		14,388			42,498	
預り金		74,615			79,053	
賞与引当金		20,563			30,137	
役員賞与引当金		7,908			16,575	
流動負債計		387,577	12.6		491,323	15.0
固定負債						
長期未払金		—			6,361	
リース債務		8,308			8,577	
賞与引当金		—			13,351	
役員賞与引当金		20,169			11,373	
退職給付引当金		518,560			566,824	
役員退職慰労引当金		62,425			76,036	
固定負債計		609,463	19.8		682,525	20.8
負債合計		997,041	32.5		1,173,848	35.8
科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(純資産の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本						
資本金		480,000	15.6		480,000	14.6
資本剰余金						
資本準備金	1,390,000			1,390,000		
資本剰余金計		1,390,000	45.3		1,390,000	42.4
利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金	203,999			232,769		
利益剰余金計		203,999	6.6		232,769	7.1
株主資本合計		2,073,999	67.5		2,102,769	64.2
純資産合計		2,073,999	67.5		2,102,769	64.2
負債純資産合計		3,071,040	100.0		3,276,618	100.0

(2) 【損益計算書】

	第17期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)			第18期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益						
委託者報酬	985,288			789,993		
運用受託報酬	1,045,363			1,345,058		
投資助言報酬	240			118		
その他営業収益	415,751			408,377		
営業収益計		2,446,643	100.0		2,543,548	100.0
営業費用						
支払手数料		351,782			229,296	
支払投資顧問料		202,832			345,403	
支払投資助言料		7,088			26,143	
広告宣伝費		41,171			21,076	
調査費		124,632			122,239	
調査費	123,936			121,349		
図書費	696			889		
委託計算費		48,249			42,301	
業務委託費		6,480			6,394	
営業雑経費		91,900			48,989	
通信費	5,655			6,126		
印刷費	52,685			18,652		
協会費	5,716			5,821		
諸会費	1,147			2,986		
その他営業費用	26,695			15,402		
営業費用計		874,137	35.7		841,846	33.1
一般管理費						
給料		762,078			786,193	
役員報酬	78,361			78,361		
給料・手当	560,500			572,970		
賞与	58,425			60,964		
賞与引当金繰入額	20,563			32,597		
役員賞与	16,148			22,628		
役員賞与引当金繰入額	28,078			18,671		
福利厚生費		109,708			127,434	
交際費		9,124			7,973	
旅費交通費		38,834			26,433	
租税公課		17,355			28,267	
不動産賃借料		47,374			59,753	
退職給付費用		78,430			97,604	

	第17期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)			第18期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
役員退職慰労引当金繰入額		14,135			13,610	
固定資産減価償却費		17,480			16,385	
経営指導料		18,020			11,975	
監査費用		21,580			15,031	
諸経費		75,747			60,795	
一般管理費計		1,209,870	49.5		1,251,460	49.2
営業利益		362,635	14.8		450,242	17.7
営業外収益						
受取利息	417			20		
受取配当金	223			179		
有価証券売却益	—			81		
為替換算差益	131			—		
営業外収益計		772	0.0		281	0.0
営業外費用						
支払利息	120			152		
有価証券売却損	402			—		
為替換算差損	—			23,405		
雑損失	12			2,348		
営業外費用計		535	0.0		25,905	1.0
経常利益		362,872	14.8		424,617	16.7
特別損失						
固定資産除却損 ※1	3,953			4,488		
特別損失計		3,953	0.2		4,488	0.2
税引前当期純利益		358,919	14.7		420,128	16.5
法人税、住民税及び事業税		145,410	5.9		168,561	6.6
法人税等調整額		4,072	0.2		△7,213	△0.3
当期純利益		209,436	8.6		258,780	10.2

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金					
当期首残高	480,000	1,390,000	1,390,000	344,253	344,253	2,214,253	418	418	2,214,671
当期変動額									
剰余金の配当				△349,690	△349,690	△349,690			△349,690
当期純利益				209,436	209,436	209,436			209,436
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）							△418	△418	△418
当期変動額合計	－	－	－	△140,253	△140,253	△140,253	△418	△418	△140,671
当期末残高	480,000	1,390,000	1,390,000	203,999	203,999	2,073,999	－	－	2,073,999

当事業年度（自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金					
当期首残高	480,000	1,390,000	1,390,000	203,999	203,999	2,073,999	—	—	2,073,999
当期変動額									
剰余金の配当				△230,010	△230,010	△230,010			△230,010
当期純利益				258,780	258,780	258,780			258,780
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	28,770	28,770	28,770	—	—	28,770
当期末残高	480,000	1,390,000	1,390,000	232,769	232,769	2,102,769	—	—	2,102,769

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	6～18年
器具備品	4～20年

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、財務諸表への影響額はありません。

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に充てるため、退職給付会計に関する実務指針に定める簡便法（退職金規程等にもとづく期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

- (1) 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第17期 (平成28年3月31日現在)	第18期 (平成29年3月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	※1 有形固定資産の減価償却累計額
建物附属設備 14,409千円	建物附属設備 21,046千円
器具備品 29,857千円	器具備品 36,454千円
リース資産 1,951千円	リース資産 548千円

(損益計算書関係)

第17期 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	第18期 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
※1 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。	※1 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。
器具備品 2,509千円	リース資産 4,488千円
リース資産 1,443千円	

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

第17期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	9,350	—	—	9,350

第18期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	9,350	—	—	9,350

2. 配当に関する事項

第17期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年 8月27日 臨時株主総会	普通株式	100,045	10,700.00	平成27年3月31日	平成27年8月27日
平成27年 12月21日 臨時株主総会	普通株式	249,645	26,700.00	平成27年9月30日	平成27年12月22日

第18期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年 6月30日 臨時株主総会	普通株式	149,600	16,000.00	平成28年3月31日	平成28年7月1日
平成28年 12月28日 臨時株主総会	普通株式	80,410	8,600.00	平成28年9月30日	平成28年12月29日

(リース取引関係)

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

人事総務部が主管するコピー機であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っており、手数料収入から生じる余資運用については短期的な預金等に限定しております。積極的な運用は行っていないため特に資金調達は行っておりません。またデリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から支払われる委託者に対する報酬の未払い金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されていることから信用リスクはほとんどないものと認識しております。また営業債権である未収運用受託報酬とその他未収収益の基礎となる預かり資産は、投資顧問業法に基づき受託銀行の固有財産と分別管理されており、未収運用受託報酬とその他未収収益は当該信託財産の負債項目に計上されていることから信用リスクはほとんどないものと認識しております。

国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、決済日から決済されるまで最長6ヶ月間の為替変動によるリスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度末（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,347,904	2,347,904	—
(2) 未収委託者報酬	198,307	198,307	—
(3) 未収運用受託報酬	122,307	122,307	—
(4) その他の未収収益	237,621	237,621	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、ならびに(4) その他の未収収益
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（注2）長期差入保証金（貸借対照表計上額42,486千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	2,347,904	—
(2) 未収委託者報酬	198,307	—
(3) 未収運用受託報酬	122,307	—
(4) その他の未収収益	237,621	—
合計	2,906,141	—

当事業年度末（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,713,331	2,713,331	—
(2) 未収委託者報酬	166,092	166,092	—
(3) 未収運用受託報酬	141,452	141,452	—
(4) その他の未収収益	106,639	106,639	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、ならびに(4) その他の未収収益
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（注2）長期差入保証金（貸借対照表計上額40,439千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	2,713,331	—
(2) 未収委託者報酬	166,092	—
(3) 未収運用受託報酬	141,452	—
(4) その他の未収収益	106,639	—
合計	3,127,516	—

（有価証券関係）

1. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度末（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

区分	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
投資信託	27,537	52	454
合計	27,537	52	454

当事業年度末（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

区分	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
投資信託	4,081	121	40
合計	4,081	121	40

（退職給付関係）

前事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、会社設立時より退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	481,662 千円
退職給付費用	78,430 千円
退職給付の支払額	41,531 千円
退職給付引当金の期末残高	518,560 千円

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	78,430 千円
----------------	-----------

当事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、会社設立時より退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	518,560 千円
退職給付費用	97,604 千円
退職給付の支払額	49,340 千円
退職給付引当金の期末残高	566,824 千円

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	97,604 千円
----------------	-----------

(税効果会計関係)

第17期 (平成28年3月31日現在)	第18期 (平成29年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 賞与引当金 6,345千円 退職給付引当金 160,027 役員退職慰労引当金 19,264 未払費用 8,325 未払事業税 6,439 資産除去債務 811 その他 3,564 繰延税金資産小計 204,778 評価性引当額 △183,667 繰延税金資産合計 21,111 繰延税金資産の純額 21,111	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 賞与引当金 13,420千円 退職給付引当金 174,921 役員退職慰労引当金 23,464 未払費用 7,493 未払事業税 7,410 資産除去債務 1,347 その他 3,564 繰延税金資産小計 231,622 評価性引当額 △203,298 繰延税金資産合計 28,324 繰延税金資産の純額 28,324
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳 (%) 法定実効税率 33.1 (調整) 評価性引当額の増減 4.8 交際費等永久に損金に算入されない項目 4.9 住民税均等割 0.6 前期確定申告差異 △2.7 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 0.4 その他 0.4 税効果会計適用後の法人税等の負担率 41.7	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳 (%) 法定実効税率 30.9 (調整) 評価性引当額の増減 4.6 交際費等永久に損金に算入されない項目 3.4 住民税均等割 0.2 前期確定申告差異 △0.1 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 — その他 △0.6 税効果会計適用後の法人税等の負担率 38.4

第17期 (平成28年3月31日現在)	第18期 (平成29年3月31日現在)
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.1%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。 この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,505千円減少し、法人税等調整額が1,505千円増加しております。	

(資産除去債務関係)

第17期 (平成28年3月31日現在)	第18期 (平成29年3月31日現在)
記載すべき重要な事項はありません。	記載すべき重要な事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1. 商品及びサービスのごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が当事業年度損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

（単位：千円）

日本	アジア	欧州	米州	合計
1,045,604	—	217,824	197,926	1,461,355

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬985,288千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

当事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

（単位：千円）

日本	アジア	欧州	米州	合計
1,345,177	—	191,389	216,987	1,753,555

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬789,993千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
エヌエヌ生命保険株式会社	989,126	資産運用業

（注）委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
エヌエヌ生命保険株式会社	1,298,857	資産運用業

（注）委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
同一の親会社を 持つ会社	NNインベストメン トパートナーズ	オランダ、 ハーグ	463,553 ユーロ	投資 顧問業	なし	なし	運用 委託	業務受託 報酬の受 取	368,503	未収 入金	232,685
同一の親会社を 持つ会社	エヌエヌ生命保険 (株)	東京都 千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資 顧問	投資顧問 料	989,126	未収 入金	95,877

(注) (1) 上記(ア)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算しております。
 2. 業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。
- (3) NNIPアセット・マネジメントは平成27年6月8日に会社分割されNNインベストメントパートナーズとなりました。

当事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
同一の親会社を 持つ会社	NNインベストメン トパートナーズ	オランダ、 ハーグ	463,553 ユーロ	投資 顧問業	なし	なし	運用 委託	業務受託 報酬の受 取	368,371	未収 入金	100,650
同一の親会社を 持つ会社	エヌエヌ生命保険 (株)	東京都 千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資 顧問	投資顧問 料の受取	1,298,857	未収 入金	118,629

(注) (1) 上記(ア)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算しております。
2. 業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

NN Group N.V.（ユーロネクスト・アムステルダム証券取引所に上場）

NN Insurance Eurasia N.V.（非上場）

NN Investment Partners Holdings N.V.（非上場）

NN Investment Partners International Holdings B.V.（非上場）

（１株当たり情報）

第17期 自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日		第18期 自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日	
1株当たり純資産額 221,818円10銭		1株当たり純資産額 224,895円15銭	
1株当たり当期純利益金額 22,399円57銭		1株当たり当期純利益金額 27,677円05銭	
なお、潜在株式調整後１株当たり当期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
（注）１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		（注）１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
第17期 自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日		第18期 自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日	
当期純利益（千円）	209,436	当期純利益（千円）	258,780
普通株主に帰属しない金額	—	普通株主に帰属しない金額	—
普通株式にかかる当期純利益（千円）	209,436	普通株式にかかる当期純利益（千円）	258,780
普通株式の期中平均株式数（株）	9,350	普通株式の期中平均株式数（株）	9,350

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実あるいは訴訟はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成29年6月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成29年6月末現在)	事業の内容
エヌエヌ生命保険株式会社	32,400百万円	保険業法に基づき生命保険事業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。
岡三証券株式会社	5,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成29年6月末現在)	事業の内容
NNインベストメント・パートナーズB.V.	193,385ユーロ	オランダにおいて有価証券にかかる投資顧問業を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の取扱い等の業務を行います。

(3) 投資顧問会社

NN海外株式マザーファンドについて投資助言を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

（参考情報）

＜再信託受託会社＞

名 称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資 本 金	51,000百万円（平成29年6月末現在）
事 業 の 内 容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に委託会社および販売会社の名称、ロゴ・マーク、ならびにNNグループのロゴ・マークを表示することがあります。
目論見書の表紙に、「追加型株式投資信託」、「追加型投信／海外／株式」、「信託期間無期限」、「自動けいぞく投資コース」、「一般コース」、「ファミリーファンド方式」、「コルベッティーマンド」等、当ファンドの性格を表示する文言を記載することがあります。
また、「NNグループ」および「NN Group」等、NNグループを表わす文言を記載することがあります。
- (2) 目論見書は電子媒体として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
- (3) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。
- (4) 委託会社の金融商品取引業者登録番号（関東財務局長（金商）第300号）を目論見書に記載することがあります。
- (5) 目論見書に使用開始日を記載することがあります。
- (6) 当ファンドの信託財産は信託法によって受託会社の固有財産との分別管理が義務付けられている旨を目論見書に記載することがあります。
- (7) 当ファンドの取引に関して金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を目論見書に記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月16日

NNインベストメント・パートナーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 野島 浩一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているNNインベストメント・パートナーズ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NNインベストメント・パートナーズ株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成28年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成28年6月15日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年7月14日

NNインベストメント・パートナーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野 島 浩 一 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNN海外株式オープンの平成28年5月18日から平成29年5月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NN海外株式オープンの平成29年5月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

NNインベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。